

# 国家公務員倫理規程見直しと ゴルフ場利用税撤廃運動の現状

## ゴルフ界が一致団結して取り組むことが成功への道

利害関係者とのゴルフ禁止条項が盛り込まれた国家公務員倫理規程の見直しとゴルフ場利用税撤廃はゴルフ振興における大きなカギであり、長年、見直しや撤廃に向けての活動を続けてきた。この2つの活動の現状と見直しはどのようなものなのか。JGA税対策等部会の吉田裕明部長に聞いた。



ゴルフへの不当な規制の見直しについて語る税対策等部会 吉田裕明部長

——まず、国家公務員倫理規程とはどのようなものか、お聞かせください。

吉田 国家公務員倫理法（1999年8月13日法律第129号）に基づく政令で、「利害関係者」との付き合い方等について、国家公務員が守るべきルールを定めたものです。

——その中でゴルフはどのように扱われているのでしょうか。

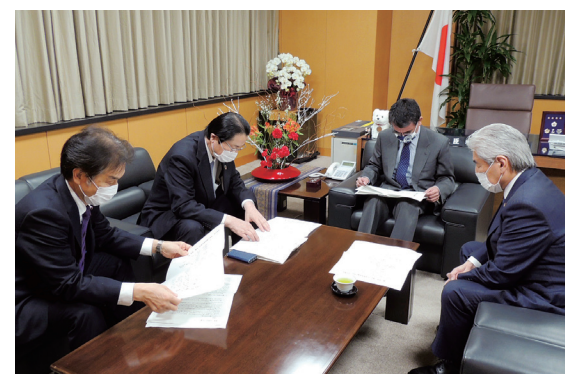
吉田 国家公務員倫理規程の第3条第1項第7号（禁止行為）に「利害関係者と共に遊技又はゴルフすること。」と記載されており、国家公務員はごく一部の例外を除き、その利害関係者に該当する者とゴルフをすることが禁止されています。ゴルフ以外に本規程で禁止されているスポーツはありません。この国家公務員に対する禁止事項のため、都道府県等のほとんどの地方自治体で働く地方公務員にも同様のゴルフを禁止する倫理規程が適用され、その影響は約300万人に及びます。

——この内容は、ほかの法律と矛盾する点があるのではないのでしょうか。

吉田 そうですね。スポーツ基本法第2条第8項では「スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として（中略）、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。」と明記されています。禁止行為としてゴルフだけを名指しし、ゴルフを他のスポーツと平等に取り扱わない国家公務員倫理規程における「ゴルフ禁止規定」は、このスポーツ基本法の趣旨に適合しない内容であると考えられます。ゴルフ界では、日本スポーツ協会や日本オリンピック委員会の協力を得ながら、この規程の禁止行為の表現から「ゴルフ」の文言を削除するよう、人事院国家公務員倫理審査会等の関係各所に訴えてきました。



河野太郎大臣へ、国家公務員倫理規程より「ゴルフ」という記載の削除を求める決議文を提出（上）  
倫理規程の見直しを求める議論が交わされた（下）



——国家公務員倫理規程にゴルフという文言が入った背景・理由をお聞かせください。

吉田 1990年代後半、国家公務員が関係業者から過剰な接待を受ける事案が明るみになったことが背景にあります。当初は省庁ごとに倫理規程を定めて対応していましたが、1998年に再び大蔵省幹部公務員の不祥事（いわゆる大蔵省接待汚職事件）が発生し、大きな社会問題となりました。その結果、省庁の自浄作用には期待できないという声が高まり、2000年に国家公務員倫理法が施行され、国家公務員倫理規程ができたのです。過剰接待のひとつとして「ゴルフ接待」があり、国家公務員が利害関係者と一緒にゴルフをすることは国民から「不適切な関係にあるのではないか」との疑惑を招く恐れがある、たとえ割り勘であっても禁止すべきとされ、禁止行為として「ゴルフ」という文言が入ったと言われています。もちろんゴルフというスポーツが悪いわけではありませんし、禁止行為としてゴルフという文言が今なお入っている事実はひとりのゴルファーとして大変不名誉なことと感じています。

——これまでの国家公務員倫理規程からゴルフの文言削除を求める活動を振り返り、削除されなかった理由をどのように考えているのでしょうか。

吉田 これまではゴルフ場利用税撤廃運動と並行してスポーツ庁、自民党あるいは超党派のゴルフ振興議員連盟（ゴルフ議連）の国会議員の方々を中心にご協力をいただきながら活動してきました。なかなか成果を得られなかった理由として「ゴルフ場利用税撤廃運動を第一の課題とし、国家公務員倫理規程からゴルフという文言の削除についての活動は第二の課題と考えてきたこと」が挙げられるかと思います。2015年にゴルフ議連から倫理規程の見直しを提言し、人事院国家公務員倫理審査会が国民にアンケート調査を実施しました。その結果、7割程度が禁止規定を「妥当」と回答したため、国家公務員倫理審査会は「現時点で見直しは困難」と結論を出していることが影響したと考えられます。それから数年を経て、2020年は優先順位を変えて国家公務員倫理規程からゴルフという文言を削除することを活動の目標としました。その結果、自民党ゴルフ議連の国会議員、日本スポーツ協会、日本オリンピック協会等の皆様のご協力により、人事院国家公務員倫理審査会の会長に初めて要望書を直接手渡す機会を得ることができました。

——ゴルフ人口は数百万人といわれていますが国民の多くはゴルフをしないわけですから人事院のアンケートはゴルファーの意見を反映していないように感じます。

吉田 それはあくまでゴルフ界の立場からの考えだと思います。要望書を手渡した際に人事院の方々との議論をして感じたのは「ゴルフをしない一般国民からゴルフがどのように見られているかが重要である」ということでした。残念ながらこれまで一般国民にゴルフへの理解を深めてもらうための活動が十分だったとはいえませんでした。



1995年阪神・淡路大震災時に宝塚ゴルフ倶楽部が近隣住民に浴室を提供した

——それを踏まえて、これからどのような活動を行っていくのでしょうか。

吉田 具体的なものはこれからですが、現時点ではゴルフのイメージアップを図っていきたくと考えています。まずは一般認知度の高いプレーヤーを起用してSNSなどで発信するようなことができないかと。社会の中でゴルフが果たしている役割もしっかり発信していきたいですね。全国のゴルフ倶楽部はさまざまな形で地域と共存共栄しています。たとえば、ゴルフ倶楽部が自然災害の際に被災した地域住民にお風呂を提供したというような例はたくさんあります。自然災害への備えは地域社会にとって重要。このように地域に貢献するようなゴルフ倶楽部の活動も支援していきたいと思えます。

——ゴルフは健康維持にも貢献するのではないのでしょうか。

吉田 おっしゃる通りです。屋外に出ることが幸福度を上げるといふ報告が有名科学雑誌で取り上げられていますし、ウィズコロナの時代、ゴルフは健康へのさまざまな効用があることをみなさんにお伝えしていく活動も重要かと思えます。

——この活動にはゴルフ団体はもちろんのこと、行政へのアプローチが不可欠かと思えます。特に政治家の方々への活動、理解浸透はどのように進めていくのでしょうか。

吉田 これまではゴルフ関連団体協議会（ゴ連協）という団体を中心に行政、特に政治家へのアプローチを進めてきました。ただ昨年、ゴ連協が解散となり、その機能をJGAが受け継ぐことになりました。今後しばらくは、政治家の方々への活動、理解浸透にふさわしい形を模索していく段階にあります。スポーツ庁、ゴルフ議連の国会議員の皆さんには引き続きご協力をいただきたいと思います。現在、JGAが先頭

で動いている形ですが、大事なものはゴルフ界が一致団結して活動できる環境を整備することだと思っています。まずは北海道、東北、関東、中部、関西、中国、四国、九州の全国8地区のゴルフ連盟と想いをひとつにし、それぞれの役割を整理、分担する体制を構築すること。さらに、他のゴルフ団体の協力が得られれば政治家の方々への活動、理解浸透も自ずと進むものと考えています。

——諸外国では日本の国家公務員倫理規程に記されている「ゴルフ禁止規定」のような政令はあるのでしょうか。

吉田 中国ではゴルフ場開発関連の汚職などがあり、共産党員等に対して「ゴルフ禁止令」が出されています。その結果、多くのゴルフ場が閉鎖に追い込まれました。他の国では我々の知る限り、確認されていません。たとえば、オリンピック憲章では「スポーツをすることは人権の1つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。」（オリンピックの根本原則第4項から抜粋）などと明記されています。権利として認められているスポーツへのアクセスを制限する我が国

の「ゴルフ禁止規定」は欧米諸国では受け入れ難いのではないのでしょうか。

——国家公務員倫理規程同様、ゴルフ場利用税についてもゴルフのイメージ悪化や二重課税の問題があります。ゴルフ場利用税撤廃運動についても考えをお聞かせください。

吉田 ゴルフ場利用税は1989年の消費税導入時に娯楽施設利用税が名称を変えて存続したものです。私は昨年度にJGA税対策等部会長を仰せつかり、ゴルフ場利用税に関わるようになったばかりですが、諸先輩方が粘り強く撤廃運動を続け、2003年に「身障者」「18歳未満」「70歳以上」の非課税が認められるなど少しずつではありますが成果を出してきました。近年は消費税の税率アップと東京2020オリンピック開催を機により強く撤廃を要望してきましたが、厳しい状況であることは変わっていません。その背景にあるのはゴルフ場利用税が地方自治体の貴重な財源だということです。ゴルフ場利用税は約7割がそのゴルフ場のある市町村に交付されます。人口減に伴って税収が減少する中、ゴルフ

吉田部会長（中央左）が武田良太大臣（中央右）へ国家公務員倫理規定からゴルフ禁止規定の削除を求める要望書を提出



場利用税がなくなれば市町村にとって死活問題ですから関係者は団結して撤廃に反対しているのです。したがって、市町村へのゴルフ場利用税に代わる「財源」が確保できない限り撤廃は困難な状況にある、というのが現状です。このような状況では単なる条件闘争に走らず、長期的な視野から抜本的な戦略を練って活動にあたる必要があります。まず2021年度は完全に撤廃するという最終目標に向け、ゴルフ場利用税のあり方の見直しを要求することを要望方針に据えていきます。今回のコロナ問題で地方自治体の財政は悪化するでしょう。そんな時に我々が単に撤廃を訴えても響かないのではないのでしょうか。先ほども申し上げましたが、ゴルフは地域社会に役立ち、共存共栄できる存在です。まずは地域社会に貢献しているのだということをおみなさんに理解していただくことが必要だと感じています。そして「今後の日本社会にとってゴルフはどうあるべきか」という議論をし、その結果をゴルフ界で共有し、社会に問うことができれば、その延長線上にゴルフ場利用税撤廃が見えてくるのではないかと考えています。

——この2つの活動についてはJGAだけではなくゴルフ界全体に関わらなければなりません。団体間の協力体制、また一般ゴルファーの皆さんにこれらの活動を知っていただく方策などあればお聞かせください。

吉田 おっしゃる通り、これらの活動にはさまざまなゴルファーの皆さんの協力が不可欠だと感じます。各地区連盟に協力いただければ、加盟クラブの会員の皆さんにも広く知っていただく機会は増すと思います。JGA加盟クラブの皆さんが理解し、協力していただけるようになれば、他のゴルフ関連団体の方々にも積極的な協力をお願いできる体制ができるのではないかと考えています。この2つの活動は、本来「ゴルフの振興」を目的とするものです。「ゴルフの振興」はJGAだけでなく一般ゴルファーを含むゴルフ界全体の課題であります。JGAは全国8地区のゴルフ連盟と共同して「ゴルフの振興」を目的とした活動の検討を始めました。皆さんで協力し、知恵を出し合ってこの2つの活動を進めていくことができれば、一般ゴルファー、そしてゴルフをまだしていない国民の皆さんにも広くこれらの活動を知っていただくことができるのではないのでしょうか。

——今日は、ありがとうございました。